

利用料に係る委員会令

第1条（目的）

本委員会令は、クラブハウス棟利用団体に対する利用料を定めることによって、施設の適正な利用を図るとともに、クラブハウス棟運営の透明性を向上させることを目的とする。

第2条（定義）

本委員会令において、用語の定義は、クラブハウス棟規約の定めるところによる。

第3条（保証金）

クラブハウス棟執行委員会は、新しくクラブハウス棟の利用を開始する団体から、保証金として10000円を徴収する。

第4条（保証金の用途と還付）

- 徴収した保証金は、団体が退去した後の原状復帰に必要な費用に充当する。
- 保証金の残額は、退棟時に団体に還付する。

第5条（利用料）

- クラブハウス棟執行委員会は、期ごとに利用料を徴収する。
- 利用料は、部屋及びロッカーの数に応じて、以下の通り定める。

名目	料金
部屋1室	3000円
部屋半室	1500円
ロッカー1個	1000円

第6条（利用料の用途）

徴収した利用料は、クラブハウス棟の維持管理費、設備修繕費、その他運営に必要な費用に充当する。

第7条（減免措置）

特別な事情がある場合、委員会の承認を経て利用料を減免することができる。

第8条（徴収方法）

保証金及び利用料の納入は銀行振り込みによるものとし、手数料は利用団体が負担する。

第9条（支払い義務の発生）

保証金及び利用料の支払義務は、請求書を送付した時点で発生するものとし、当該送付以降における申請の取消し、変更その他のキャンセルは認められないものとする。

第10条（利用の制限）

利用料を納入していない場合、その他所定の手続きを終えているか否かにかかわらず、クラブハウス棟を利用することはできない。

附則

本委員会令は、2025年9月20日より施行する。